

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦

覧

○ 落札者等の決定

○ 二級建築士の免許の取消し

長寿社会課

道路整備課

”

経営支援課

都市計画課

建築指導課

目次

担当課（室）

平成27年1月23日 岡山県公報 第11654号

◎岡山県告示第三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社石井設備

2 所在地

岡山県笠岡市尾坂九六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社石井設備

2 所在地

岡山県笠岡市尾坂九六一

三 廃止年月日

平成二十七年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇六五八

五 サービスの種類

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

平成27年1月23日 岡山県公報 第11654号

◎岡山県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 瀬西大寺線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八六番一地 先から	新	一四・三〇 三一・八	六一・〇
瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八六番一地 先から	旧	一四・三〇 三一・八	六一・〇

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿忍片岡神崎線
- 三 道路の区域

--	--	--

平成27年1月23日 岡山県公報 第11654号

区 域		
新 旧 別	新	旧
幅 員 (メートル)	一七・〇〇 四八・〇〇	五・〇〇 一九・〇〇
延 長 (メートル)	一二九・〇〇	二四八・〇〇
瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三七番四地先か ら	瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三三番一地先を 経て 瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先ま で	瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三七番四地先か ら 瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先ま で

平成27年1月23日 岡山県公報 第11654号

◎岡山県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
鹿忍片岡神崎線	瀬西大寺線			瀬戸内市久町尾張字堂免二八六番一地先から瀬戸内市邑久町尾張字北向二八二番二地先まで 瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三七番四地先から瀬戸内市牛窓町鹿忍六五三三番一地先を経て瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先まで	平成二十七年一月二十三日

〔二九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス院庄店
所在地 津山市院庄字柳ヶ坪九五八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年九月十四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百六十二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 五十八台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十八台（二箇所合計）
 - ア 駐輪場一 五台
 - イ 駐輪場二 十三台
 - (3) 荷さばき施設の面積 六十六平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・八四立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前十時

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十七年一月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年一月二十三日から同年五月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済振興課

平成27年1月23日 岡山県公報 第11654号

〔三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

陸上競技用写真判定装置借上げ 一式

二 借入期間

平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県土木部都市局都市計画課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十六年十一月十一日

五 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社

岡山市北区錦町一番一号

六 落札金額

一月当たり六三一、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四六、八〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十六年十月二十八日

〔三一〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年一月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年一月十六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

大谷 洋二 二級建築士 第四八〇七号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため